

関特別支援学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、全ての教職員が危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態に真摯に対処する。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・携帯電話やパソコン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする等。

(3) 学校姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識の醸成に努める。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、早期発見・早期対応はもとより未然防止に努める。
- ・保護者との連携を密にとり、児童生徒の細かな様子の変化を逃さないよう努める。
- ・『学校いじめ防止プログラム』や『早期発見・事案対処マニュアル』を定める。
- ・学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・学校いじめ対策組織の構成員、外部専門家の参画により適切な対応を図る。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づける。
- ・心無い言葉が深刻ないじめとなり得ることを児童生徒に対して十分周知する。
- ・いじめ対応や生徒指導に係る教職員の研修等を行う。

2 いじめ防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

名称 関特別支援学校 いじめ防止対策委員会

	構成員
いじめ防止対策委員会 (通常委員会)	<p><校内>校長、教頭、部主事、生徒指導主事、教務主任、保健主事、教育相談担当、養護教諭、各学部生徒指導担当、舎務部長、寄宿舎主任指導員</p> <p><校外>弁護士、スクールカウンセラー (SC)、PTA 役員 (保護者代表)、学校評議委員 (地域代表)</p>
生徒支援委員会 (何らかの兆候が感じられ調査を開始する場合)	<p><校内>校長、教頭、部主事、生徒指導主事、該当学部生徒支援担当、その他該当職員</p>
危機管理委員会 (重大事態発生時の緊急調査組織)	<p><校内>校長、教頭、部主事、生徒指導主事、教務主任、保健主事、舎務部長、その他該当職員</p> <p><校外>SC、PTA 役員 (保護者代表)、学校評議員 (地域代表)、地域担当生徒指導主事、弁護士、精神科医、スクールソーシャルワーカー (SSW)、警察官 (関警察署 生活安全課)、その他外部専門家等 (必要に応じて適宜)</p>

(2) 具体的な取組

未然防止の取組	早期発見 (いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)	いじめに対する措置 (発見したいじめに対する対処)
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会の開催 ・校内研修 (教職員の資質能力向上のための校内研修) ・児童生徒向け講話 ・取組の企画や実施 (教育課程に基づいて) ・情報モラル研修会 (生徒・保護者) ・スクールバス添乗員研修会・情報交換会 ・職員人権教育研修会 ・体罰根絶に関する講話 ・各取組の有効性の検証チェック (基本方針・実施計画・内容 等) ・各学部等の交流学习 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査 ・学校生活アンケート ・教育相談週間 ・保護者懇談 ・職員朝会・学部会での情報交換 ・スクールバス添乗員研修会・情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会への報告 ・いじめ防止対策委員会による調査 ・いじめた側への指導 ・いじめられた側への支援 ・保護者への連絡と協力体制の確認 ・他の児童生徒への支援

(3) 未然防止の取組について

いじめの防止のための措置

ア) いじめについての共通理解

- ・校内研修（教職員の資質能力向上のための校内研修）や職員会議で周知を図り、早期発見に努め、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・日常の教育活動を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。

イ) いじめを許さない態度・能力の育成

- ・道徳教育や人権教育の充実、交流活動や体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ・児童生徒会活動、MSリーダーズ活動等を通じた、児童生徒らが主体的に行う活動等の体験機会を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・講話（いじめ防止に関わる人権教育）、SNSや携帯電話（スマートフォン等のメール）の利用に関わる情報モラル教育等を通して、人権意識や情報モラルの向上を図る。

ウ) 指導上の留意点

- ・授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。
- ・ストレスを感じた場合でも、適切に対処できる力（レジリエンス）の育成に取り組む。

(4) いじめ防止プログラム

月	学校行事	取組内容	目的
4	入学式 前期始業式	・児童生徒及び保護者へのいじめ防止基本方針についての説明会 ・職員朝会、部会での情報交換	・学校の方針と具体的対応の確認 ・情報共有
5		・教育相談週間（新1年生） ・スクールバス添乗員向け研修会、情報交換会 ・職員朝会、部会での情報交換	・新入生のいじめ調査 ・児童生徒理解のための研修及び情報共有
6	進路体験実習	・職員朝会、部会での情報交換 ・スクールバス添乗員情報交換会 ・第1回いじめ防止対策委員会 ・ニコニコキャンペーン(仲間のよい所探し)開始	・情報共有 ・学校の方針と具体的対応の確認 ・仲間のよさを認め合う

7	夏季休業前全校集会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査（4～7月） ・生徒向け情報モラル研修会 ・第1回学校生活アンケート、教育相談週間 ・職員朝会、部会での情報交換 ・スクールバス添乗員情報交換会 ・学校間交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ調査 ・いじめの未然防止 ・調査を受けての担任との個別懇談 ・情報共有 ・同年代の生徒との活動によりよさを認め合う
8	夏季休業後全校集会	<ul style="list-style-type: none"> ・職員人権教育研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上 ・情報共有
9	前期終業式 後期始業式	<ul style="list-style-type: none"> ・職員朝会、部会での情報交換 ・スクールバス添乗員情報交換会 ・学校間交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・同年代の生徒との活動によりよさを認め合う
10		<ul style="list-style-type: none"> ・職員朝会、部会での情報交換 ・スクールバス添乗員情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有
11	学校行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員朝会、部会での情報交換 ・スクールバス添乗員情報交換会 ・学校間交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・同年代の生徒との活動によりよさを認め合う
12	冬季休業前全校集会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査（8～11月） ・第2回学校生活アンケート、教育相談週間 ・生徒向け講話 ・職員朝会、部会での情報交換 ・スクールバス添乗員情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ調査 ・調査を受けての担任との個別懇談 ・いじめの未然防止 ・情報共有
1	冬季休業後全校集会	<ul style="list-style-type: none"> ・職員朝会、部会での情報交換 ・スクールバス添乗員情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解のための研修及び情報共有
2		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査（12～2月） ・第3回学校生活アンケート、教育相談週間 ・第2回いじめ防止対策委員会 ・職員朝会、部会での情報交換 ・スクールバス添乗員情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ調査 ・調査を受けての担任との個別懇談 ・いじめ防止の年間の取組と検証 ・情報共有
3	卒業式 終了式	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒向け講話 ・職員朝会、部会での情報交換 ・スクールバス添乗員情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止 ・情報共有

3 いじめ問題発生時の対処

(1) 兆候や発見時の初期対応

調査開始

まずは当該学部職員と生徒支援部を中心に事実確認や調査を行う。



(2) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの可能性があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置、その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

■ [組織]

- ・いじめ防止対策委員会、生徒支援委員会

■ [対応]

- ・教職員は速やかに、いじめ防止等対策委員会へいじめの情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係児童生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（いじめの定義に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害児童生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害児童生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任をもって県教委に報告）

- ・経過の見守り（当該児童生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

(3) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

＜重大事態＞

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合等）

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合等は迅速に調査に着手）

（※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時：重大事態が発生したとして報告・調査等にあたる）

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

■対応

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、支援を求める。

■学校主体による調査組織の編成

- ・危機管理委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

■学校主体の調査における注意事項

- ・県教育委員会（地域担当生徒指導主事等）と連携を図る。
- ・児童生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。

- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・児童生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒や保護者に説明するなどの措置が必要であることを留意する。
- ・調査結果は県教育委員会に報告する（県教育委員会から知事に報告する）。
- ・調査結果から明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教育委員会による指導及び支援を受けて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

（４）いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの案件が満たされていること。

①いじめに係る行為 が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも３か月を目安とする。）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校設置者又は学校いじめ対策等委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害者児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

４ 情報等の取扱い

（１）個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定し、児童生徒の個人調査データは、児童生徒の在籍期間内は必ず保管する。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。特に児童生徒の自殺等が発生した場合、心理検査、いじめ調査、迷惑調査等は大変重要な資料となることに留意する。

（２）心理検査等の有効活用について

心理検査については、児童生徒の性格や生活実態等を事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、児童生徒指導に積極的に活用する。

（３）資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は当該児童生徒が卒業後５年とする。

改正 令和６年２月８日

いじめ防止対策推進法



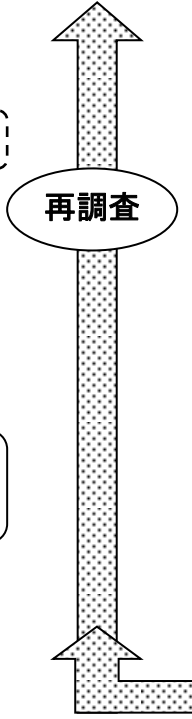
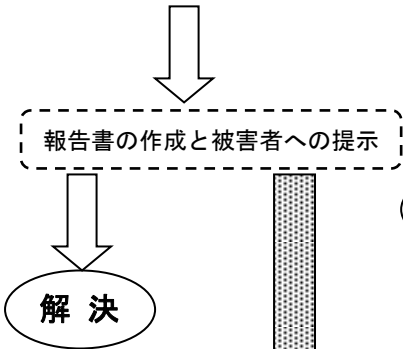
【県教委】 岐阜県いじめ問題対策検討会
(県方針の検討・関係団体との
情報共有・市町村連携)

【常設】(年2回程度)
いじめ防止対策委員会
(学校方針の検討・情報共有・反省)

【県教委】 岐阜県いじめ防止対策審議会
(直接、重大事態の再調査にあたる)

*兆候があった場合調査開始

【仮設】(いじめ事案発生時)
生徒支援委員会⇔いじめ防止対策委員会(兼 調査組織)
(いじめの認定・対応・説明・指導)



(重大事態に発展)
危機管理委員会
* 必要な外部人材を加えることができる
〔詳しい調査の実施〕
・アンケート ・聞き取り 等

報告書の作成と被害者への提示
県教委の判断
(学校での解決が困難)

解決
(継続的なケア)

県 岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会
(知事部局によるいじめの再調査)
(構成員は全て第三者による調査)